

田辺会館運営委員会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、田辺会館運営委員会(以下「委員会」という。)と称し、事務所を田辺会館(大阪市東住吉区田辺6丁目1番27号)に置く。

(目的)

第2条 委員会は、田辺連合振興町会の活動目的である、田辺地域を誰もが輝く元気なまちにしていくため、地域の様々な団体が相互に連携・協力して活動し、より・多くの人が自由に参加しながら、次代のまちづくりに取り組んでいけるよう、又、地域の一人暮らしの老人や障がいのある人をはじめとした福祉サービスを必要とする人に、そのサービスを提供し、生活改善や健康増進のための援助を行う活動の拠点の一つであるである田辺会館(以降「会館」という。)の維持・運営・管理を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 第2条の「目的」を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会館の有効利用の促進
- (2) 会館の集会室等の貸出
- (3) 会館の設備等環境の維持管理
- (4) その他委員会の目的達成に必要な事項に関すること

2. 具体的には以下の事業を示す。

- (1) 田辺連合振興町会主催の行事・会議への貸出
- (2) 地域各種団体等主催の行事・会議への貸出
- (3) 建物の修繕及び維持管理並びに備品等の整備

3. 次の活動は行わないものとする。

- (1) 営利を目的とする活動等への貸出
- (2) 宗教、政治に関わることを目的とする活動等への貸出

(委員・役員)

第4条 委員会の委員は田辺連合振興町会各町会長並びに女性部長がその任に就く。

2. 委員会が必要と認めた場合は第三者を顧問として招へいすることができる。

第5条 委員会に以下の役員を置く。委員長1名、副委員長・会計・監事各若干名

2. 委員長は連合町会長が就く。その他役員は委員長が任命する。

(役員の仕事)

第6条 委員長は総会並びに必要な会議を招集する。委員長は役員会を代表し会務を総括する。

第7条 副委員長は委員長を補佐し、場合によっては委員長を代理する。

第8条 会計は金銭の収支業務を担当する。

第9条 監事は資産及び経理状況を監査する。他の役員との兼務はできない。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(総会)

第11条 年1回、田辺連合町会総会日に、過去1年間の活動状況、経理状況等について報告する。

附則

- ・その他必要な事案が発生した場合、役員会に於いて随時対応策を検討する。
- ・この規約は昭和53年8月1日より施行する。
- ・一部改正;令和2年11月18日/会館建替え事業開始に伴う第4条第2項を追加
- ・令和4年4月8日/田辺会館使用料金表(別表)を追加

田辺会館使用料金表(別表)

- ・ 田辺会館運営委員会規約にもとづき、田辺会館の使用料金を次の通りとする。
- ・ 田辺社会福祉協議会が主催する食事サービス事業、田辺連合振興町会が主催するふれあい喫茶事業、田辺居場所運営委員会が主催する子ども食堂等事業については使用料を無料とする。

区分	使用時間	1階会議室	2階会議室
午前	10:00～12:00	1,500円 (2,000円)	1,500円 (2,000円)
午後	13:00～17:00	1,500円 (2,000円)	1,500円 (2,000円)

※ () 内は冷暖房使用期間の料金 (6月～9月, 11月～3月)